

民生委員・児童委員
の

いろは^ろ

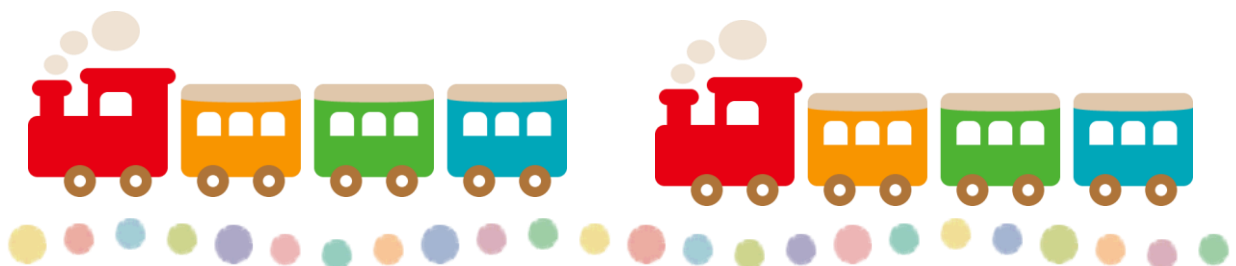
～個別支援活動編～



令和4年5月 地域共生推進課 作成

目次

1 個別支援活動の役割	1
2 個別支援活動の流れ	3
①準備	4
②訪問	5
個別支援活動に係る見守りガイドライン	8
③記録	10
3 民生委員がつなぐ主な窓口	
民生委員がつなぐ主な窓口【市役所編】	13
民生委員がつなぐ主な窓口【専門機関編】	15
4 児童虐待の疑いがあるとき	17
5 福祉・子育て関係の問い合わせ先	19



1 個別支援活動の役割

個別支援活動とは、民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）が支援を要する一人ひとりを把握し、その人を必要なサービスや制度につなげることです。具体的には、民生委員が地域住民から相談を受ける、高齢者宅などを訪問する活動のことをいいます。

この個別支援活動の役割には、大きく5つあります。

1 問題を早期に「発見する」役割

民生委員は、地域を把握する中で自ら問題を発見できる機会があります。

また、身近に生活する地域住民として相談に乗る、問題に気づいた地域住民が連絡する窓口としての役割もあります。

問題が早期に発見され、早期に支援や対応が始まれば、当然、問題解決は容易になります。「ちょっと変だな」という異変や違和感が隠れた課題を見つけるヒントになりますので、意識的に地域の見守りをすることを心がけましょう。

2 相手の話を時間をかけて「聴く」役割

自分の話を十分に聴いてもらえたという経験は、問題解決に向けての一步を踏み出すきっかけになります。また、日常の世間話から相談につながったり、本人自身が問題に気づいたりすることもあります。

相手の話の内容はもちろん、表情や視線、生活状況から得られる情報により、早期発見につながる可能性もあります。

3 必要な社会福祉制度・サービスの利用に「つなげる」役割

社会福祉制度・サービスの情報は、地域住民に十分行き渡っているとは限りません。また、大半は利用者が自分で申し込むことが前提となっています。

そのため、民生委員は、地域住民が必要な福祉制度やサービスを利用できるような情報提供する、実際に相談窓口につながり、仲介する必要があります。

4 日常生活上のちょっとした気配り「支える」役割

日常生活の中で、民生委員が地域住民に声をかけ、見守ることは、地域全体の安心感につながります。その中で、困りごとを抱えた地域住民に対しては、話を聴き、必要な情報提供をし、関係機関に相談するなどといった支援をしていくこととなります。また、「支える」活動を通じ、他の地域住民にも支えあうことの大切さについて理解を進めていけるといいでしょう。

5 行政や関係機関とチームで「連携する」役割

地域住民の生活上の課題が複雑化・複合化している現代において、民生委員だけで解決できることは多くありません。地域住民から相談を受けた場合は、決して1人で抱え込まないでください。必要に応じて、専門機関や関係者、地区民児協等と情報を共有・連携しながら、チームで支援することが大切になります。

個別支援活動における3つの心得

【1】地域住民やその家族を尊重する

➡ 相手を否定せず寄り添うことで、距離が縮まる！

【2】常に住民目線で相手の立場に立つ

➡ 同じ地域住民だからこそ、気づかいを忘れずに！

【3】問題解決はチームで対応する

➡ まずは関係機関につなぐ！ONE TEAMで対応する！

2 個別支援活動の流れ

個別支援活動には、準備→訪問→記録の3つの段階があります。
次頁から、それぞれの段階について、具体的に確認していきます。

① 準備

- ・ 対象者の状況を把握する
- ・ 効率よく回れるよう順番を決める

② 訪問

- ・ 適切に実情を把握し、支援につなげる

③ 記録

- ・ 訪問で得た情報は関係機関等と共有し、活用する



①準備

効率よく個別支援活動を行うためには、事前の準備が欠かせません。
そのポイントは次のとおりです。

Point!

- ① 対象者の状況をあらかじめ把握する
- ② 訪問の順番を決める
- ③ 必要があれば、事前に対象者に連絡し、訪問日時を調整する

また、日ごろから積極的に声かけやサロンなどに参加し、顔見知りになっておくと個別支援活動がスムーズに行えます。

【 持ち物 】

- ① 地図
- ② 筆記用具
- ③ 身分証や名札など自分の立場を示せるもの
- ④ （情報提供がある場合）パンフレットやチラシなど
- ⑤ 関係機関の連絡先

※ 個人情報にはできるだけ持ち出さないようにしましょう！

【 服装 】

華美な服装は避けましょう！

②訪問

実際の訪問の場面では、どのようなことに配慮するとよいでしょうか。

「対応の仕方」「観察のポイント」「困ったときの対応」の順で説明します。

1 対応の仕方

(1) 話しやすい雰囲気を作る

いきなり「何か相談ごとはありますか？」と聞かれても、なかなか話す気にはなれません。まずは、自己紹介、時候のあいさつ、地域の話題などから始め、話しやすい雰囲気作りに努めましょう。

例) 「〇〇に住んでいる民生委員の〇〇です。」

「今日は暖かいですね。」

「もうすぐ〇〇祭りですね、行かれますか。」

(2) ほめる、共通点を見つける

庭先や玄関先で目に入るものをほめたり、相手の頑張っている点を認めて伝えると、ぐっと心の距離が縮まります。また、お互いの共通点を見つけるのも有効です。

例) 「よく手入れされたお庭ですね。」

「家庭菜園ですね。私もじゃがいもを作っています。」

※ お世辞ではなく、対象者本人が今できていることを言葉で簡潔に伝えてあげましょう。

(3) ゆっくり、はっきり、分かりやすい言葉で話す

「お困りのことはありませんか？」など具体的に尋ねる、一方的に話さず傾聴（耳を傾けて、熱心に聞くこと）することを心がけましょう。



注意

(1) 対象者の家の中には入らない

対象者とは、玄関先で話し、家の中には入らないようにしてください。特に、異性の対象者宅に訪問するときは、誤解を生じさせないように注意してください。必要に応じて、近くに住む民生委員や地域高齢者支援センターの職員と一緒に訪問しましょう。

(2) 言葉遣いに注意する

「おばあちゃん、おじいちゃん、〇〇してね」といった表現は、馴れ馴れしいと不快に感じる人もいます。人生の先輩であることを意識して、言葉遣いには注意してください。

(3) 配布物は一斉に配る

高齢者の場合、仲間内で話題に上がった資料が手元にないと「私だけに届かない」と不安になることがあります。市からのお知らせなど配布物は、できる限り一斉に配りましょう。

(4) 金銭のやりとりはしない

トラブルのもとになりますので、金銭の貸し借りは絶対にしないでください。生活に困っていると相談された場合は、はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」(P20 参照) や市の生活援護課 (P19 参照) につないでください。

※ 大声を出して騒いでいるなど身の危険を感じる場合は、速やかに警察や行政機関に連絡し、絶対にひとりでは訪問しないでください。

2 観察のポイント

(1) 玄関や庭先の様子

- ポストに新聞やチラシはたまっていないか
- 洗濯物が干しっぱなしになっていないか
- 電気はついているか、メーターは動いているか
- ゴミがたまっていないか
- 植木や花壇の様子はどうか

※ 前回訪問時からの変化に注意しましょう！

(2) 本人の様子

- 玄関先に出てくるまでの時間
- 季節にあった服装をしているか
- 顔色（体調）はどうか
- 嫌なにおいがしないか
- 会話のやり取りが自然か
- 歩行の状況はどうか

※ 応答がない場合もすぐには帰らないでください！

玄関先で呼びかけて反応がないように感じて、高齢者は立ち上がりや歩行に時間がかかったり、耳が遠く気づきにくい場合があります。応答がない場合でも少し待つようにしましょう。

※ 「ストーブの近くに毛布があり、火災の恐れがある」「モノを高く積んでいて、地震のときに危ない」など、部屋の中に事故につながる危険性がないかもチェックしましょう。玄関先で部屋の中が見えないケースもありますので、できる範囲で構いません。

3 困ったときの対応

【訪問しても会えないとき】

- ・ 町内で会ったときに訪問について話す
- ・ ヘルパーがいる時間などに訪問する

【訪問を拒否されたとき】

- ・ 地域高齢者支援センターと連携する

【その他】


- ・ 異性宅への訪問が難しい
 - ➡ 対象者と同性の民生委員に同行してもらう
- ・ 話が長引いて、なかなか帰れない
 - ➡ 次の予定があることを伝え、改めて訪問の約束をする
「今日は〇分くらいしかお話しできない」と先に伝える

※ このほか困ったことや分からないことがあったら、地区会長や他の民生委員に相談しましょう。

個別支援活動に係る見守りガイドライン

高齢者や子育て世帯などの見守りを行う個別支援活動が適切かつ円滑に行われるように、対象者、見守り方法を示したガイドラインを策定しました。

このガイドラインはあくまで目安とし、地域や対象者の状況によって、臨機応変に対応してください。

No.	対象者	見守り方法
1	<p>ひとり暮らし高齢者等登録者</p> <p>個別援助票の記載対象者</p> <div data-bbox="279 1097 566 1355" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>生活保護受給者でもひとり暮らし高齢者等登録をしていれば、見守り対象者になるから、注意してね！</p> </div> 	<p>① 対象者の自宅を訪問する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「体調に変わりがないか」「困りごとはないか」を聞き取る。 ・市等から提供のあったお知らせ（例：振り込め詐欺の注意喚起）などの情報を伝える。 <p>② ごみ収集場所や地域のイベントなどで会う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「体調に変わりがないか」「困りごとはないか」等、対象者の様子を見て、確認する。必要があれば、声をかける。 <p>③ 外出時や散歩のときに外から様子を見る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「洗濯物が干してあるか」「電気が点いているか」などを確認する。
2	生活保護受給者	<p>生活保護受給者の方には、世帯ごとに地区担当員（ケースワーカー）がいるため、<u>原則、民生委員が定期的に訪問する必要はありません。</u></p> <p>生活援護課から送付される生活保護受給者の一覧をもとに、対象者の住まいや名前などを把握しておいてください。</p>
3	ひとり親家庭	<p>ひとり親家庭は仕事などで日中いないことも多く、また、児童扶養手当受給対象者は現況届の受付の際に市が現状を確認するため、<u>原則、民生委員が定期的に訪問する必要はありません。</u></p> <p>子育て総務課から送付されるひとり親家庭台帳をもとに、対象者の住まいや名前などを把握しておいてください。</p>

No.	対象者	見守り方法
4	子育て世帯	<p>こんにちは赤ちゃん訪問など、主任児童委員が中心となって見守りを行いますが、必要に応じて、民生委員（区域担当）と連携してください。</p> <p>児童虐待の疑いなど緊急を要する場合は、速やかにこども家庭支援課（こども若者相談担当）（P21 参照）に報告してください。</p>

ひとり暮らし高齢者等登録：

65歳以上でひとり暮らし又は65歳以上のみの世帯で、市に登録するとさまざまなサービスが受けられる

見守り回数の目安

8、9ページの個別支援活動に係る見守りガイドラインのとおり、民生委員の見守り対象者は、原則、ひとり暮らし高齢者等登録者及び個別援助票の記載対象者となりますが、その見守り回数の目安は次のとおりです。

あくまで目安であり、対象者の状況によって、臨機応変に対応してください。

対象者の状況	見守り回数(目安)
健康であり、生活する上で支援の必要はない	3～6か月に1回
生活する上で支援は必要であるが、定期的に訪問している家族（親族）が近くにいる	2か月に1回
生活する上で支援は必要であり、定期的に訪問している家族（親族）が近くにいない	月1回

見守りの終了

行政機関や地域高齢者支援センターにつなぎ、ケアマネジャーなど定期的に訪問する新たな支援者ができた場合は、見守りを終了することができます。

関係機関から見守りを依頼された場合は、「方法、期間、報告の仕方」などをあらかじめ確認しましょう。

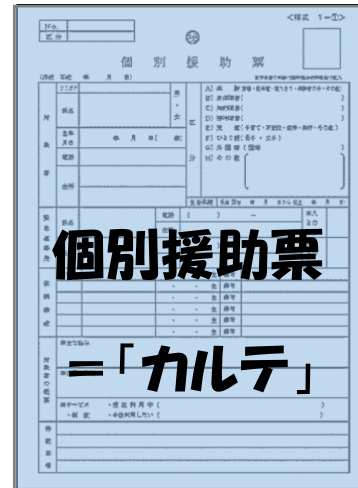
③記録

訪問が終わったら、そこで得た情報を個別援助票に記録します。

個別援助票とは

病院でいう「カルテ」です。

対象者の氏名や住所、緊急連絡先といった基本情報をはじめ、対象者から得た要望や情報、状況の変化、支援の経過などを記録します。



個別援助票の種類

① 個別援助票（様式1-①） 継続記録用紙（様式1-②）

➔ 対象者の基本情報と支援経過を記録・整理する

② 対象者把握一覧表（様式2）

➔ 地区内で把握した対象者を一覧にまとめる

担当区域内の対象者数・状況を把握できる

③ 総括一覧表（様式3）

➔ 各民生委員が把握した対象者を地区民児協単位で集計する

今後の事業や研修内容を検討する上での資料となる

個別援助票の作成方法

- 同じ世帯に複数の対象者がいる場合でも、一人につき1枚作成する
電話、住所など共通項目はどちらか一方の記入でよいが、記載しない方には「No.○に記載」と記入する
ただし、共通項目を記載した対象者の個別援助票を廃棄する場合には、もう一方の個別援助票に共通項目を写す
- 支援をしていく必要があると判断した対象者について作成する

※ 関係機関からの紹介や提供された名簿を通して得た情報のすべての方に対して、作成する必要はありません！

「支援をしていく必要がある」ときとは??

対象者に異変が見られ関係機関につないだときや、対象者との間にトラブルが発生し、その経緯を記録するときなどが考えられます。

個別援助票の注意事項

- 個別援助票No.
 - ・ 整理・検索しやすくするため、個別に番号を振る
 - ・ 番号の振り方は自分で管理しやすいよう、ルールを作る

- 区分（対象者区分）
 - ・ 区分を決める際、客観的な判断が難しい場合は、情報提供のあった関係機関や地区会長等と相談し、選択する
 - ・ 対象者の区分が複数にわたっている場合は、最も重点的に支援する区分を1つだけ選ぶ（最重点：○ それ以外：△）

- 支援経過の記入
 - ・ 特記事項欄には、利用しているサービスや連携している関係者の氏名、特に連絡する必要がある事柄などを記載する
 - ・ 日付を記入し、5W1Hをもとに記録していくと、要点を明確にかつ簡潔に記入できる（様式1-② 継続記録用紙）



▼5W1H▼

When	いつ	What	なにを
Where	どこで	Why	なぜ
Who	だれが	How	どのように

※ 個別援助票は、対象者の大切な個人情報のため、取扱いには十分注意してください！

厳禁! ・安易に人に見せる ・コピーをとる ・持ち歩く

個別援助票の引継ぎ・廃棄

- 引継ぎは、原則、個別援助票（様式1-①）のみ行う必要がある場合は、対象者の最新状況や支援経過も引継ぐ
- ケース別個別援助票の廃棄方法

対象者	廃棄方法
市内転居、他市町村へ転出	転出を確認した日から1年保管 保管期間終了後、廃棄
死亡等による支援活動の終了	廃棄

**個人情報保護
に留意して廃**

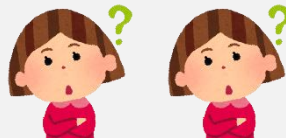
対象者把握一覧表作成時の注意

- 敬老祝い金等の配付など行政や関係機関等から得た情報で、名前等を把握しておきたい場合などは記入する
その際、個別援助票No.には「なし」と記入し、備考欄に連絡先等を記入する
- 区分欄が「H」（その他）に該当する場合、対象者の内容を備考欄に記入する
- 主任児童委員が個別援助票のない対象者を記載する場合、備考欄に対象者が居住する区域担当の民生委員名を記入する

3 民生委員がつなぐ主な窓口

(P 1 9 福祉・子育て関係の問い合わせ先参照)

民生委員がつなぐ窓口とは??



民生委員は地域住民の身近な相談相手であり、住民と行政や関係機関をつなぐ役割があります。

しかし、住民と行政や関係機関をつなぐとき、どこがどういう相談に乗ってくれるのかを把握していなければ、当然つなぐことはできません。

民生委員がつなぐことが多い主な相談窓口やその業務内容とは、どのようなものなのでしょうか。



民生委員がつなぐ主な窓口【市役所編】

民生委員は、福祉分野のボランティアのため、つなぎ先は基本的には福祉関係機関になります。

市では、福祉部・こども健康部の各課、どこの部署にも当てはまらない市民からの問合せに対応する市民相談人権課です。

所管課	主な業務内容
地域共生推進課	民生委員の委嘱
生活援護課	生活保護の決定・実施
障害福祉課	障害者手帳の交付、障害者手当の認定
高齢介護課	介護保険の要介護認定 高齢者の介護予防・健康維持の支援
地域共生支援センター	複合的な地域生活課題に対する相談

福祉部

地域共生推進課は、民生委員候補者の推薦や任期途中で退任する方の事務処理などを行っています。また、問合せ先が不明の場合など、どこに聞けばよいかわからないときは、地域共生推進課にお問い合わせください。

市民児協の事務局は、社会福祉協議会が行っています。

生活援護課は、生活保護の受給決定や、ケースワーカーとして受給者の支援・相談などを行っています。民生委員に配付される生活保護受給者の一覧「被保護世帯名簿」を管理しています。

障害福祉課は、障害者手帳の交付、障害者手当の認定などを行っています。

高齢介護課は、介護保険の要介護認定や介護保険料の賦課・徴収、高齢者の介護予防・健康維持の支援を行っています。3年に一度実施される「ひとり暮らし高齢者等実態調査」を担当しています。

地域共生支援センターは、介護や子育てなど複合的な生活課題を抱えた世帯に対して、ワンストップで支援するため、令和2年4月1日に開設されました。

解決に向けて、面接や訪問を通して課題を解きほぐし、関係機関と連携・協力して支援を行います。

所管課	主な業務内容
子育て総務課	ひとり親家庭の相談、児童扶養手当の支給
保育こども園課	保育所・こども園の入所受付
こども家庭支援課	こども相談（児童虐待相談を含む） こんにちは赤ちゃん訪問、育児相談
市民相談人権課	市民相談、女性相談



子育て総務課は、ひとり親家庭の相談や児童扶養手当の認定・支給、小児医療費の助成などを行っています。民生委員に配付されるひとり親世帯を記した「母子・父子世帯」の一覧を管理しています。

保育こども園課は、保育所・こども園の入所受付や公立の保育所・こども園の管理運営を行っています。

こども家庭支援課は、児童虐待を含むこどもに関する相談やこんにちは赤ちゃん訪問、育児相談などを行っています。

市民相談人権課は、くらし安心部に属していて、どこの部署にも当てはまらない市民からの問い合わせやDV被害、夫婦や家族のことなど女性のための悩み相談などを行っています。



民生委員がつなぐ主な窓口【専門機関編】

<p>地域高齢者支援センター</p> <p>福祉、健康、介護に関する専門の職員が、高齢者やその家族、地域住民から相談を受ける総合窓口 市内7か所に設置</p> <p>【主な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の総合相談支援 ○介護予防事業（相談、訪問、介護予防教室の開催など） ○高齢者虐待に関する相談 	<p>はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』</p> <p>年齢や対象者にとらわれない生活上の困りごとに対する総合相談窓口</p> <p>社会福祉協議会（保健福祉センター）内に設置</p> <p>【主な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者の自立に向けての相談支援 ○成年後見制度※に関する相談、手続きなどの支援 	<p>秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」</p> <p>障害や福祉サービスに関する相談、障害者の就労支援を行う障害福祉の総合窓口</p> <p>秦野駅近く</p> <p>【主な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害や福祉サービスに関する相談 ○障害者の就労相談支援 ○障害者雇用に関する相談
---	---	---

※ 成年後見制度：認知症や知的障害などの理由で、判断能力が不十分な方々の財産管理などを家庭裁判所が選任する後見人等が本人に代わって行う

地域高齢者支援センターは、高齢者の方が住み慣れた家や地域で自分らしい生活を送るため、福祉、健康、介護に関する専門の職員が高齢者やその家族、地域住民から相談を受ける総合窓口です。市内7か所に設置されています。

社会福祉法人などが運営し、主な業務内容としては、高齢者に関する総合相談、介護予防教室の開催など介護予防事業、また、高齢者虐待に関する相談などを行っています。

はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』は、年齢や対象者にとらわれない生活上の困りごとに対する福祉の総合相談窓口で、社会福祉協議会（保健福祉センター）内に設置されています。

主な業務内容としては、生活困窮者の自立に向けての相談支援、成年後見制度に関する相談、手続きなどの支援です。

自立に向けての相談では、生活保護の受給まではいかないが生活が苦しいなど、いわゆる「制度の狭間」の方の相談にも応じています。

具体的には、家計の見直しや食料支援、小口生活資金の貸付などを組み合わせて支援しています。

秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」は、障害や福祉サービスに関する相談、障害者の就労支援を行う障害福祉の総合窓口で、秦野駅近くに設置されています。

主な業務内容としては、障害や福祉サービスなど障害に関するすべての相談を受けつける「障害福祉なんでも相談室」の実施や、障害者の就労支援、障害者雇用に関する相談などです。

また、「ぱれっと・はだの」内には、法人が成年後見人等を担う「総合福祉サポートセンターはだの」があり、障害者の生活支援を行っています。

5 児童虐待の疑いがあるとき

これから活動していく中で、あなた自身が児童虐待を疑うケースに遭遇するかもしれませんし、あるいは、地域住民の方から通報が入るかもしれません。

そういうとき、どのように対応すればいいのでしょうか。

児童虐待とは

1 8歳未満の子どもに対する身体的、心理的虐待や育児放棄

虐待の種別	例
身体的虐待	子どもに不自然な傷がある
ネグレクト	衣服や体が極端に汚れている 子どもを置いて、夜間などに頻繁に外出している
心理的虐待	子どもの叫び声や親の怒鳴る声が頻繁に聞こえる
性的虐待	子どもにわいせつな行為をする

児童虐待の定義は、「1 8歳未満の子どもに対する身体的、心理的虐待や育児放棄」のことを指します。

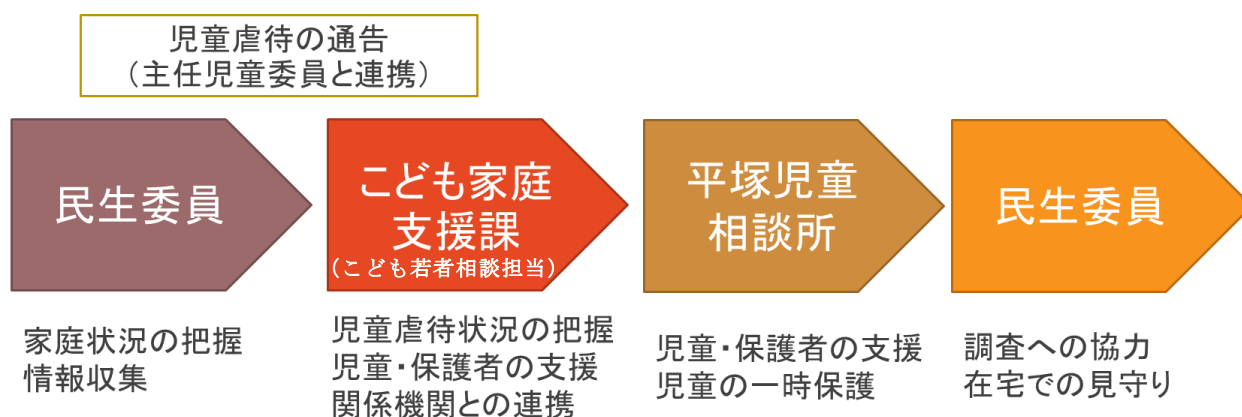
虐待の種別は、大きく4つあります。身体的虐待とは、殴る蹴る、熱湯をかけるなど、子どもの身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えるもので、後遺症が残ったり、死亡したりする場合があります。

ネグレクトとは、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにするなど、いわゆる育児放棄で、栄養失調や脱水症状で死亡する場合があります。

心理的虐待とは、言葉で脅す、兄弟間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で配偶者に暴力をふるうもので、子どもの心に不安やおびえなどを引き起こします。

性的虐待とは、子どもにわいせつな行為をすることやさせることで、子どもの心身に大きな傷を残します。

児童虐待対応の流れ



民生委員は、地域住民の身近な相談相手として、保護者からの相談を受けたり、子どもや家族の様子を見守ったりします。日々の見守り、登下校時の声かけの中で、家庭状況の把握や子どもに異変がないかを意識してください。

実際に、児童虐待が疑われる場合は、すぐに市のこども家庭支援課（こども若者相談担当）に連絡してください。この際、虐待の事実を確認する必要はありません。また、主任児童委員にも知らせ、連携するようにしてください。

虐待の状況把握や子どもの家庭状況については、市と平塚児童相談所で連携して行っていきます。民生委員には、必要に応じて、調査協力や見守りをお願いします。

相談窓口	電話番号	相談時間
こども家庭支援課 (こども若者相談担当)	82-6241	平日 9 : 00-17 : 00
平塚児童相談所	73-6888	平日 8 : 30-17 : 15
児童相談所全国共通ダイヤル (管轄の児童相談所につながる)	189 (いちはやく)	年中無休 24 時間
子ども・家庭 110 番	0466-84-7000	年中無休 9 : 00-20 : 00
秦野警察署 (子どもの保護を要する場合など緊急時)	83-0110	年中無休 24 時間

6 福祉・子育て関係の問い合わせ先（令和4年4月1日現在）

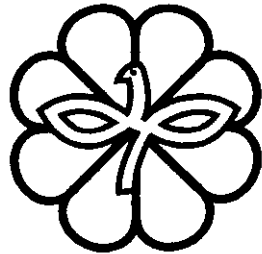
< 高齢者・障害者・生活保護関係 >

	主 な 仕 事 内 容	所 管 課	担 当
秦 野 市 役 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員の委嘱事務 ・ 成年後見制度 	(福祉事務所) 福祉部 地域共生推進課	共生社会推進担当 82-7392
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日赤募金（被災者援助）、寄付金品の受領 ・ 戦没者遺族等の援助 ・ 保健福祉センターの維持・管理 		福祉総務担当 82-7392
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複合的な地域生活課題に対する相談 		地域共生支援 センター担当 38-4479
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護の決定・実施 ・ ホームレス及び行旅人の援護 	(福祉事務所)	援護第1・2担当
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者自立支援 ・ 生活保護法に基づく保護金品の給付及び費用の徴収 ・ 生活保護医療事務 	福祉部 生活援護課 82-7393	生活支援担当
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の手当の認定等 ・ 障害者手帳、福祉タクシー利用券の交付 ・ 重度障害者医療、精神障害者の援護 ・ 福祉のまちづくりに関する調整 	(福祉事務所)	医療給付担当
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の支援区分の認定 ・ 障害者自立支援法による介護給付費及び日常生活用具等の交付 ・ 身体及び知的障害者(児)の援護 ・ 障害児デイサービス事業、ことばの相談室 	福祉部 障害福祉課 82-7616	自立支援担当
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人福祉施設、介護老人保健施設の整備等 	(福祉事務所) 福祉部 高齢介護課	高齢介護計画担当 86-6583
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険料の賦課・徴収、保険給付 ・ 介護保険利用料等の負担軽減対策 ・ 介護保険被保険者の資格管理 ・ 介護保険の要介護認定業務 ・ 介護認定審査会 		介護保険担当 82-9616
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の生きがいづくり及び社会参加の支援 ・ 高齢者の介護予防及び健康維持の支援 ・ 地域高齢者支援センターの運営及び支援 		高齢者支援担当 82-7394

	主 な 仕 事 内 容	所 管 課	担 当
秦野市役所	65歳以上で <ul style="list-style-type: none"> ・介護（予防）サービスを受けたい ・認知症の疑いがある ・高齢者虐待の疑いがある 	(福祉事務所) 福祉部 高齢介護課	地域高齢者支援センター 本町地区:75-8907 南地区:84-2250 東地区:81-0990 北地区:81-0990 大根地区:76-5208 西地区:73-5751 渋沢地区:79-6532 鶴巻地区:79-9040
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者の資格得喪、保険給付 ・国民健康保険の一部負担金の減免 ・国民健康保険税の賦課、減免 	福祉部 国保年金課	国民健康保険担当 82-9613
	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療被保険者の資格得喪、保険給付 ・後期高齢者医療制度の一部負担金の減免 ・後期高齢者医療保険料の賦課、減免、納付相談 		後期高齢者医療担当 82-5491
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金被保険者の資格得喪、保険料免除等の申請 		国民年金担当 82-9614
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員協議会事務局 ・生活福祉資金貸付 	社会福祉協議会	84-7711
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者 ・自立支援相談 ・成年後見制度の利用 	はだの地域福祉 総合相談センター 「きゃっち。」	保健福祉センター内 83-2751
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の相談支援、就労支援 	地域生活支援センター 「ばれっと・はだの」	(秦野駅近く) 71-5701

< 子育て・児童関係 >

	主 な 仕 事 内 容	所 管 課	担 当	
秦野市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てふれあい事業（「ぽけっと21」「ちっちゃなて」） ・コミュニティ保育 ・ファミリーサポートセンター 	（福祉事務所） こども健康部 子育て総務課	子育て総務担当 86-3460	
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当の認定及び支給 ・小児医療費助成 ・児童扶養手当の認定及び支給 ・ひとり親家庭等の医療費助成 		手当・助成担当 82-9607	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭相談 		母子父子自立支援員 82-9608	
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料の賦課・徴収 ・民間保育所等の運営に関する負担金・補助金 ・施設等利用給付（無償化） 	（福祉事務所） こども健康部 保育こども園課 82-9606	保育・給付担当	
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園・こども園等の入所（教育・保育給付の認定） ・施設等利用給付（無償化）の認定 ・公立こども園の管理運営 		認定・入所担当	
秦野市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の育成・指導 ・非行防止活動・環境浄化活動 ・こども館、表丹沢野外活動センター、子供広場 	こども健康部 こども育成課 （市役所本庁舎3階）	地域子育て担当 86-6270	
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館 ・放課後児童ホーム 		放課後児童担当 86-6310	
	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の児童相談 ・児童虐待相談の受付とその対応 ・おおむね39歳までの若者相談 ・こんにちは赤ちゃん訪問 ・楽しい子育て講座 	こども健康部 こども家庭支援課	こども若者相談担当 （保健福祉センター内） 82-6241	
	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出による母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査の費用助成 ・産婦健康診断及び新生児聴覚検査の費用負担 ・妊産婦新生児訪問 ・未熟児養育医療費助成 ・乳幼児健康診査 ・妊産婦及び乳幼児の健康、育児に関する講座、相談 ・特定不妊治療・不育症治療費助成 ・予防接種 ・食育の普及・推進 		親子健康担当 （保健福祉センター内） 82-9604	
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査、がん検診 ・健康増進事業（健康相談、健康講座等） ・感染症予防（高齢者の予防接種） 		こども健康部 健康づくり課	健康づくり担当 82-9603
	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活関連の相談（消費生活センター） 		くらし安心部 市民相談人権課	消費生活センター 82-5181 市民相談担当 82-5128



「訪問なくして、相談なし 相談なくして、福祉なし」

個別支援活動は、民生委員が地域の見守り役として活動する上での基本となります。

この冊子を役立てていただき、充実した個別支援活動を行っていただければ幸いです。

